

仮設便所のし尿の収集・運搬等に関する契約書

(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、
し尿の処理業務に関し次の通り契約を締結する。

<作業場所>

所在地

仮設便所の数量

運搬先

$\text{kl} \cdot \text{m}^3 \times$

個＝

$\text{kl} \cdot \text{m}^3$

(業務内容)

第1条 乙は、作業場所から発生するし尿を収集し、特別区の許可した運搬車で区の許可した運搬先に運搬する。

2 乙は、し尿を収集・運搬する都度、処理伝票を発行し、甲に収集量及び運搬先等を報告する。

3 乙は、第1項の業務以外に、〔 〕業務を行う。

(業務遂行)

第2条 乙は、第1条の業務の遂行にあたり、作業員の風紀、衛生及び作業規律を守り、甲の設備、器物等の財産の破損防止及び危険防止に留意する。

(法の遵守)

第3条 乙は、し尿の処理にあたり、関係する諸法令等を遵守する。

(収集・運搬等の料金)

第4条 第1条第1項の業務により甲が乙に支払うべき収集・運搬料金は、1 kg又は1 リットルにつき 円とする。

2 第1条第3項の業務により甲が乙に支払うべき料金は、〔 〕につき 円とする。

(契約料金の変更)

第5条 経済事情に著しい変動があったとき、し尿処理量に著しい増減あったとき等の正当な事由があるときは、甲乙間で協議の上、前条の契約料金を変更することができるものとする。

(損害賠償)

第6条 業務の遂行にあたり、乙の過失により甲に損害を及ぼしたときは、乙はその賠償の責任を負う。

(契約期間)

第7条 本契約の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

ただし、乙が特別区の一般廃棄物収集運搬業の許可を喪失した場合及び乙が事業停止の処分を受けた場合は、本契約は自動的に解除するものとする。

(契約の解除)

第8条 前条によるもののほか、甲、乙、いずれかの都合により、本契約の解除を必要とするときは2ヵ月以前に文書をもって通知する。

(契約外の事項)

第9条 本契約に定めのない事項又は、各条項の解釈につき疑義を生じたときは、甲、乙が各々誠意を持って協議し解決するものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙各記名押印の上、各1通保有する。

年 月 日

甲（排出事業者）：

乙（一般廃棄物処理業者）：